

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

令和8年7月10日開催

熊本県南小国町

令和 8 年度南小国町農業委員会 7 月総会

開催日時 令和 8 年 7 月 1 0 日（金）午後 3 時 3 0 分から午後 4 時 1 5 分

開催場所 南小国町役場 きよらホール

会議録署名委員（5 番委員、6 番委員）

日程

1. 議案第 1 1 号 農地法第 3 条（委員会）
2. 議案第 1 2 号 農地法第 5 条（知事）
5. 議案第 1 3 号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
（所有者・機構間契約）（機構・受け手間契約）

出席委員（7 名）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 番 藤 堂 伸 二 委員 | 3 番 河 津 篤 委員 |
| 4 番 穴 井 堅 委員 | 5 番 日 野 米 藏 委員 |
| 6 番 河 津 博 文 委員 | 7 番 甲 斐 義 隆 委員 |
| 8 番 井 野 みゆき 委員 | |

欠席委員（1 名）

- 2 番 北 里 昌 嗣 委員

職務のため議場に出席した事務局職員（2 名）

事 務 局 長 穴 井 康 治

事 務 局 河 野 胡 桃

○会長

皆さんこんにちは。

ただ今から令和8年7月の任期最後の農業委員会定例総会を開会いたします。

本日は2番委員から欠席の連絡がっております。

委員さん7名の出席で定足数に達していますので総会は成立します。

本日の会議録署名委員の方は、5番日野委員、6番河津委員にお願いいたします。

議案第11号 農地法第3条（委員会）

それでは、議案に移ってまいります。

議案第11号 農地法第3条について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。議案書の1ページ目をお願いいたします。

【議案第11号 農地法第3条（委員会）について詳細に説明】

申請番号 08-8（権利）所有権移転（所在）〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）688㎡。同じく〇〇〇〇番地〇。（登記地目・現況地目）共に畑。543㎡。同じく〇〇〇〇番地〇。（登記地目・現況地目）共に田。1,250㎡。同じく〇〇〇〇番地〇。（登記地目・現況地目）共に田。171㎡。同じく〇〇〇〇番地〇。（登記地目・現況地目）共に田。294㎡。同じく〇〇〇〇番地〇。（登記地目・現況地目）共に畑。750㎡。小計、田4筆2,403㎡。畑2筆1,293㎡。合計6筆で3,696㎡です。（譲渡人）熊本県〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇〇〇。〇〇〇〇氏。（譲受人）熊本県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇〇。〇〇〇〇氏。（申請事由）譲渡人規模縮小及び譲受人新規就農のため、でございます。

この案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われ、許可要件の全てを満たしていると思われ。

参考資料といたしまして、次のページに関係位置図。それから本日お配りしております3条の現地確認写真。こちらの1ページ目から4ページ目までの上段部分になっております。こちらの方をご覧ください。

続きまして、別にお配りしております農地法第3条関係許可審議票につきまして説明させていただきます。当日配布資料でございます。

【議案第3条関係許可審議票について詳細に説明】

以上でございます。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは担当説明委員であります4番穴井委員から説明をお願いいたします。

○4番委員

はい。ではご説明申し上げます。

申請番号 08-8 についてご説明申し上げます。

この案件につきましては、譲渡人〇〇〇〇氏の農地を譲受人〇〇〇〇氏が所有権移転のうえ、新規就農をするということでございます。これだけ申し上げても内容的にピンとこないところもあるかと思しますので、ちょっと概略を申し上げますと、〇〇〇〇さんですがこの方は写真等もありますけどここの出身で、地所的には大字〇〇〇〇〇〇〇〇〇というところでございます。

それから下のですね譲受人は〇〇〇〇さんの〇でございますけれども、父親が出身がここでございます、〇〇さんの〇さんの子供さんでございます、いわゆるその農地を所有権移転のうえ、新規就農をするということでございます。

そういったことで何ら問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長

はい。ありがとうございます。

それではただ今の件について、皆さんからご意見ご質問等がありましたらお願いします。

（１番委員手をあげる）

１番藤堂委員。

○１番委員

はい。すみません。譲受人の〇〇さんという方住所は〇〇〇ですか。新規就農ということですが、この別添の資料によりますと、自宅から 50 分、40 キロという記載がありますけど、新規就農ではありますけども〇〇に住んだままで〇〇〇まで通勤というか、通って〇〇〇まで通って農業をされるということなんでしょうか。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局長

そうですね。今、委員がおっしゃったように〇〇から通ってこちらのほうで耕作すると。全部効率利用要件の中にありますように農作業歴としまして、もう 10 年。お手伝いということではあるんですが、通って現在もされているような方でございます。そういうふうにお聞きしております。このまま所有権を移転したうえで継続していくと。その上で農地を取得して改めて農作業を始めることで新規就農者ということでこちらとしても、新規就農計画の方を出していただいたところでございます。

以上です。

○会長

よろしいですか。

（１番委員手をあげる）

１番藤堂委員からお願いします。

○１番委員

通いでやられるということは、その下の行に従事者カッコ母 30 年という記載があるんですが、この譲受人と譲受人のお母さんと二人で通ってきかれるということですかね。で、申請者は年間 100 日。3 日に一回くらいは通ってくると。でも耕作予定のところが水稲となっているんですけども、田んぼって植えたら 3 日に一回ぐらいじゃなくて、例えば田んぼの水の調整とか色々ありますんで、現実的に通いでできるんですかね。地元の人にだれか委託かなんかする予定もあるんでしょうか。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局長

そうですね。そこまで私もお聞きしていなかったんですが、現在も続けてされているところなんですが、10 年程度はしておりますという話は聞いていて、通いながらやっているというところなんで、ただ委員もおっしゃっていたようにお母様のお手伝いもありながらの継続ではあるかと思うので、今後を考えると地元との連携といいますか委託先というのもこちらもお話をしあって確認をしてみたいと思います。現段階ではご本人さんとお母様とでやっていくと。現在のままの形を進めていきます。とい

うお話を聞いているところです。

以上です。

○1番委員

今現在も放棄地まではなっていないでしょうけれども、休耕田というか何も耕作をしてなくて年に何回か草刈りをしているような状態だと思うんですけども、新規就農といえ40分かけて通ってくる。そのお母さんという方も年齢がいくつぐらいかこの資料ではわかりませんが、体調壊したら一人で来る。ま、そういうのを考えると現実的には中々厳しい部分もあるのかなと。承認出すのは簡単ですけども、また耕作放棄地が増える。放棄地の増加の防止という観点からみると定期的にチェックじゃないですけどフォローしないと中々難しいのかなという気がしたとこでした。

○会長

「事務局手をあげる。」

事務局からお願いします。

○事務局長

はい。ありがとうございます。そうですね。委員のおっしゃる通りだと思うんですけど、農地パトロールはもちろんそうなんですけど、どうしてもですねこういった部分も今後増えてくる可能性は大きいかなと私たちも思っているところです。通作距離というかこちらに通いながら土地を耕作していくという方がいらっしゃるかなと思うんですけど、そういったところも踏まえて現地調査というか農地パトロールのやり方とかも今後考えていかなければならないかなと思っているところです。

因みに以前のお話をすると、町外から通作距離といいますか、私が以前担当していたときの目安としては90分というのが昔ございました。1時間半ですね。90分の範囲であれば通って耕作ができるのではないかとということで県から示されていた部分もあったんですね。そういうのを鑑みたところでこの1時間以内であれば私たちとしては大丈夫かな、ということで今回上程させてもらったところです。農地パトロールというかですねそういった見守りというか、そういった部分は継続してやっていきたいと思います。

以上です。

○1番委員

はい。分かりました。

○会長

よろしいですね。

(6番委員手をあげる)

6番河津委員からお願いします。

○6番委員

ちょっと質問します。当日配布資料の中でですね、農機具等で耕運機・田植え機、それから今後トラクターを購入予定とありますが、こっちの申請の方にはですね経営面積がゼロになっていますが、これはどこかで作付けか何かしているわけですかね。

○会長

事務局からよろしいですか。

○事務局長

議案書に出てくるのが正式に農業委員会ですべて所有権移転または貸し借りですね貸借権設定。こちらの方を設定された場合にこちらの方には数字が出てきます。この当日配布資料の方ですね農地面積。今回の申請、所有権を受ける農地が3,696㎡。現耕作地はゼロ。現在自分が所有している農地がゼロということを表示になります。ただ、農作業歴という部分では家庭菜園程度にはなるかもしれませんが、そういったところを

経験しているというところで、この表示というかですね経験年数は10年ということになっております。

○会長

よろしいですか。

○4番委員

はい。

○会長

他に何か皆さんからございませんでしょうか。よろしいですか。

(はい。という声あり)

それでは賛成方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは全員賛成ですので、当委員会として許可をいたします。

続きまして、08-9について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。同じく1ページ目の下段になります。

申請番号08-9(権利)所有権移転(所在)○○○○○○○○番地○。(登記地目・現況地目)共に田。(面積)1,130㎡。合計、田1筆1,130㎡です。(譲渡人)○○○○○○○○番地の○。○○○○氏。(譲受人)熊本県阿蘇郡南小国町大字○○○○○○番地○。○○○氏。(申請事由)譲渡人離農及び譲受人の規模拡大のため、でございます。

この案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われ、許可要件の全てを満たしていると思われます。

参考資料といたしまして3ページに関係位置図。それから本日お配りしております現地確認写真の4ページ目の下段をご覧くださいと思います。

続きまして、別にお配りしております農地法第3条関係許可審議票につきまして説明いたします。

当日配布資料の2枚目をお願いいたします。

【議案第3条関係許可審議票について詳細に説明】

以上でございます。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは担当委員であります4番委員から説明をお願いします。

○4番委員

はい。ではご説明申し上げます。申請番号08-9でございますけど、この農地につきましては譲渡人○○○○氏から譲受人○○○氏に所有権移転をされるということでございます。内容を申し上げますと、この○○○○氏につきましては離農されて現在は去年からでございますけど、○○○の子供さんのところに行っておられ同居されて住まわれておられます。そういったことでこの農地につきましては昨年、農業委員会も通っておりますけども、1年契約で○○○氏が貸借によりまして○○を栽培されております。そういったことで契約が1年だったことですから今年切り替えがまいりまして、その中で○○○氏も○○を植えての規模拡大をされておりますことから購入されるということで、所有権移転をされるということでの申請でございます。

そういったことで、内容的には問題ないと思いますけれども、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長

以上です。

はい。ありがとうございました。

それでは皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。

何かございませんでしょうか。よろしいですか。

(1 番委員手をあげる)

1 番藤堂委員からお願いします。

○1 番委員

これ所有権移転で無償となっていますけど、〇〇さんと〇さんと何か親戚とか繋がりがああるんですか。

○会長

(4 番委員手をあげる)

4 番穴井委員からお願いします。

○4 番委員

内容的にですねご説明申し上げますと、この農地につきましては〇〇〇〇さんの下の方になります、あまり便利がいいところではございません。そういったことで〇〇氏も去年1年間、去年から今年まで貸借をしてもらってましたけど、中々前の方も戻してくるといような状況でございまして、所有者の〇〇〇〇氏も自分としてはですね現状持っていてもしようがないものですから、購入をされる方がいないなら差し上げてもいい、というような気持ちでのことでした。

そういったことで去年貸借で借りていただいたこともですね、本当を言うと無理矢理に私がお願いを申し上げまして借りていただいたような状況でございます。そういったことから今年は買うということでの所有権移転で、いわゆる去年も言っていましたとおり無償で結構だろうというふうに思います。今年は無償になったことは私も話しておりませんからわかりませんでしたが、そういったことでの無償で結構でございます、と〇〇〇〇氏が〇氏のほうに申し上げたんだろうというふうに思います。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。よろしいですか。

○1 番委員

はい。わかりました。

○会長

他にございませんでしょうか。よろしいですか。

(ありません。の声あり)

はい。それでは賛成方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございました。

全員賛成ですので、当委員会として許可をいたします。

議案第12号 農地法第5条（知事）

続きまして、議案第12号 農地法第5条について事務局から説明をお願いしますが、関係委員さんがいらっしゃいますので退席をお願いします。

(〇〇推進委員退席する)

○事務局長

それでは4ページ目をご覧ください。

申請番号 08-5（権利）使用貸借権（所在）〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇。（登記地

目・現況地目）共に田。（面積）330㎡。合計、田1筆330㎡。（貸付人）熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。（借受人）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。（形態）は転用でございます。（施設）としまして個人住宅。（施設面積）330㎡。（申請事由）借受人個人住宅建設のため。でございます。農地区分につきましては第3種農地。公共施設に近接していて市街地化が著しい地域の農地であることから第3種農地と判断いたします。

また、一般基準等も満たしていると思われます。

参考資料といたしまして、次のページに関係一図。それから本日お配りしております5条現地確認写真をご覧いただきたいと思います。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは担当説明委員であります4番穴井委員から説明をお願いいたします。

○4番委員

はい。ではご説明申し上げます。

申請番号08-5につきましては貸付人〇〇〇〇氏、それから借受人〇〇〇〇氏というふうになっておりますけど、貸付人の〇〇〇〇氏の〇さんのご主人が〇〇〇〇氏でございます。いわゆる〇さん夫婦が個人住宅を建てたいというようなことでの貸借権の設定でございます。そういったことで貸付人、借受人ということで申請を出しております。

以上でございます。

○会長

はい。ありがとうございました。

この件についてご質問等はございませんでしょうか。

（6番委員手をあげる）

6番河津委員からお願いします。

○6番委員

権利のところがですね、住宅を建てるというなら権利のところが使用貸借権になっておりますが所有権移転とは違うわけですかね。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。そうですね。所有権移転ではなく無償での貸し借りの場合が使用貸借権という名称になりますので、無償で貸して家を建てるというところでの権利設定でございます。

以上です。

○会長

（6番委員手をあげる）

6番委員お願いします。

○6番委員

そうなってくると住宅建てるのでしょうか。住宅建てるとなるとやっぱ建物登記は〇〇さんの名義になるとですたいね。建物は。そこんところは親子で話し合いはできちよるとじゃろか。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局長

おそらくそういった形で登記はされると思います。土地の登記は〇〇氏のままで、建物登記がこちらの〇〇〇〇氏の方での建物登記になると思います。

○6番委員
○会長

因みにで言いますと、私が家を建てているところもそうです。土地は元々田んぼでした。○のすぐ横のところですね。あその土地を転用しまして、土地の名義は父親の名義で建物登記は私といったことになるので同様の形かなと聞いております。

以上です。

わかりました。

他に何かございませんか。よろしいですか。

(はい。という声あり)

それでは賛成方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。

それでは全員賛成ですので、この件につきましては当委員会の意見を附して県知事あて進達をいたします。

それでは関係委員の方は入場してください。

(○○推進委員入場・着席する)

議案第13号 農用地利用集積等促進計画案の

決定について(所有者・機構間契約)(機構・受け手間契約)

それでは続きまして、議案第13号 農用地利用集積等促進計画案の決定について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。それでは議案書の6ページをお開きください。

【議案第13号 農用地利用集積等促進計画案の決定について詳細に説明】

(権利種別) 貸借権設定。申請番号 08-40 (所在) ○○○○○○○○番地。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 3,758 m²。合計、田1筆3,758 m²。(利用権) は賃貸借権です。(貸付人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字○○○○○○番地。○○○○○氏。(借受人) 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番地1。(公財) 熊本県農業公社。(借賃) につきましては全筆で10,000円。(期間) につきましては令和8年8月1日から令和18年7月31日まで。新規設定でございます。

続きまして申請番号 08-41 (所在) 等につきましては 08-40 と同様でございます。

(利用権) につきましては賃貸借権です。(貸付人) 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番地1。(公財) 熊本県農業公社。(借受人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字○○○○○○番地○。○○○○○氏。(利用目的) は水稻でございます。(借賃) は全筆で10,000円。(期間) につきましては令和8年8月1日から令和18年7月31日まで。新規設定でございます。

次のページをお願いいたします。7ページです。

申請番号 08-42 (所在) ○○○○○○○○番地○。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 1,985 m²。同じく○○○○番地○。(登記地目・現況地目) 共に田。261 m²。合計、田2筆2,246 m²です。(利用権) は賃貸借権です。(貸付人) 熊本県阿蘇郡南小国町

大字〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(借受人) 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番地1。(公財) 熊本県農業公社。(借賃) につきましては全筆で30キロ。(期間) につきましては令和8年8月1日から令和13年7月31日まで。新規設定でございます。

続きまして、申請番号08-43(所在) 等につきましては08-42と同様です。(利用権) につきましては賃貸借権です。(貸付人) 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番地1。

(公財) 熊本県農業公社。(借受人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。(利用目的) につきましては牧草でございます。(借賃) につきましては全筆で30扣。(期間) につきましては令和8年8月1日から令和13年7月31日まで。新規設定でございます。

以上でございます。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは、ただ今の農用地利用集積等促進計画案について何か皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。

ありませんか。

(1番委員手をあげる)

1番藤堂委員からお願いします。

○1番委員

すみません。08-42、43の〇〇さんと〇〇さんの件ですが、利用目的は牧草となっておりますが借賃全筆30扣となっておりますがこれは米ですか。米をいただくということですね。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。そうです。〇〇さんが作付けするものは牧草でございます。借賃につきましては物納で玄米30扣というところになっております。

以上です。

○1番委員

はい。

○会長

他に何かございませんでしょうか。

(4番委員手をあげる)

4番穴井委員からお願いします。

○4番委員

直接関係ないことになりますけど08-40ですけども、これは貸付人の〇〇〇〇〇さんと借受人の〇〇〇〇さん。この方たちは住所的には〇〇ですか。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。〇〇〇さんもそうですけど〇〇さんは現在、〇〇に移住された方でございます。営農されている方でございます。

○4番委員

わかりました。

○会長

(5番委員手をあげる)

5番日野委員からお願いします。

○5番委員

08-40ですが、〇〇〇〇〇とは大体どこら辺ですかね。地番の〇〇〇〇。面積が3,758でしょ。面積が結構広いですね。〇〇の中にこしこの面積の広さの田があったかなと今ちらっと思ひまして。どこか場所が違うところかなと。

○会長

(○○○委員手をあげる)

○○○委員からお願いします

○○○○推進
委員

○○とは○○○と○○○の間が○○。○○は○○○と○○○の間が○○です。

○5番委員

はい。分かりました。

○会長

他に皆さんからございませんでしょうか。よろしいですか。

(はい。という声あり)

それでは採決に移ります。

賛成方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。

全員賛成ですので当委員会として決定したことを町へ通知をいたします。

以上で任期の3年間の総会がここで終了いたします。

ありがとうございました。

皆様大変お疲れさまでございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和8年7月10日

南小国町農業委員会会長

署 名 委 員 5番委員

署 名 委 員 6番委員

会 議 録 調 整 者 穴 井 康 治
本 誌 表 紙 共 枚